歯科ヒヤリ・ハット通信





2024年12月

待合室での呼び出し時の患者間違い

患者氏名を確認していなかったため、別の患者を診察室に案内し、 治療を行う可能性があった事例が報告されています。

事例の内容

歯科衛生士が患者Xの名前を呼んだところ、患者Yが来た。歯科衛生士は患者Yを患者Xであると思い込み、診察室に案内して、治療の準備を始めた。歯科医師が局所麻酔をするため、口腔内を確認したところ、患者Xのカルテと所見が異なり、別の患者であることに気付いた。

事例の背景

患者 X の名前の呼びかけに応じて来たため、患者 Y を患者 X であると思い込んでしまった。





取り組みのポイント

~歯科診療所が考えた改善策を踏まえて~

患者を呼び込む際のポイント

- ■待合室にいる患者の氏名を呼び、患者が 来た(返事をした)だけでは、患者の照合 ができていないことを理解する。
- ■聞き間違いや思い込みにより、別の患者 が呼びかけに応じる可能性があることを 認識する。

患者確認の方法

- ■呼び込むスタッフは手元に患者氏名の ─ 情報を持ち、患者が名乗ったフルネーム と照らし合わせて確認する。
- ■治療を行う前に、診療台に座っている 患者に、患者名と当日の診療内容を伝え、 本人であることを再度確認する。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 Japan Council for Quality Health Care

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 TEL:03-5217-2323 https://www.med-safe.jp/dental/index.html

- ※この歯科ヒヤリ・ハット通信は、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 (厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の 一環として総合評価部会等の専門家の意見に基づき、医療事故の発生 予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細 については、本事業ホームページをご覧ください。
- ※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- ※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や 責任を課したりするものではありません。